

国立大学法人島根大学中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- 1-1 授業の目的に応じて少人数教育、セミナー形式による授業、チュートリアル教育システムの導入やティーチング・アシスタント（TA）及び嘱託講師・教育支援者の活用等、多様できめ細かな教育を行う。英語教育については、習熟度別クラス編成を導入する。
- 1-2 平成17年度末までに、各学部・学科のエッセンシャルミニマムを策定し、それを含めた教育カリキュラムを構築する。
- 1-3 学生が一定の範囲内で他学部開講科目を容易に履修できるシステムを設定するとともに、全学開放科目の充実を図る。
- 1-4 放送大学の活用、近隣大学・研究所等との連携強化によって、単位互換制度を拡充し、カリキュラムの多様化を図る。
- 1-5 理工系分野の教育プログラムについては、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定取得が可能となるような教育環境を整備する。

【大学院課程】

- 1-6 高度専門職業人の養成を目指したカリキュラムを構築するため、修士課程(博士前期課程)のエッセンシャルミニマムの策定を含めてカリキュラムの充実を図るとともに、研究課題遂行にあたっての指導体制を点検し、改善する。
- 1-7 大学院博士後期課程においては、平成17年度末までに専門分野の拡大・整備、参加教員の充実を行う。
- 2-1 就職・進学意識の向上を図るために、想定される卒業後の進路や具体的な履修推奨モデルを示し、履修指導を行う。
- 2-2 就業の動機付けを図り、働くことの意味を自覚させ、職業意識や職業倫理を高めるよう、平成17年度末までに授業科目の充実を図る。
- 3-1 「大学教育開発センター」（仮称；平成16年度末までに新設予定）を中心に、教養教育を含め教育の成果・効果を検証し、平成18年度と平成21年度にその結果を公表する。
- 3-2 「大学教育開発センター」及び各学部は、上記の検証結果を基に、授業科目の内容と担当の再検討及び科目数の精選を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 入学試験の企画・広報・実施・評価等入試業務を行う「入試センター」（仮称）を平成16年度末までに新設する。
- 1-2 入学試験においては、一般選抜、3年次編入学者選抜のほか、推薦入学者選抜、社会人特別選抜、帰国子女特別選抜、外国人留学生特別選抜を行う。
- 2-1 大学入試に関しては、毎年入試の実施結果を評価し、必要に応じ入学者選抜方法、募集区分（一般選抜前期日程、後期日程、推薦入試等特別選抜）ごとの募集人数等の見直し・改善を行う。
- 2-2 大学院入試に関しては、毎年入試の実施結果を評価し、必要に応じ入学者選抜方法等の見直し・改善を行う。
- 3-1 平成17年度末までに学部・学科では、それぞれの教育理念・教育目的を踏まえつつ、個々の授業科目の位置づけを明確にした一貫性・整合性のあるカリキュラムの再編成を行い、「大学教育開発センター」の下でそれらを調整する。
- 3-2 「大学教育開発センター」は、普遍性・地域性・独創性等を考慮した重点的な教育テーマ・

教育方法の開発を行う。

- 3-3 「大学教育開発センター」を中心に、平成17年度末までに、教職科目・資格取得関連科目の全学的な調整及び複合科目・学際領域科目の整備を行い、効率的な教育体系を作る。
- 4-1 インターンシップ制度を活用し、教育面においても地域を始めとする産業界との連携を深め、技術の習得と同時に産業界の実情についての認識を向上させる。
- 4-2 地域と深くかかわる内容の教育プログラムを開発するとともに、地域人材の活用によって講義内容を豊富にし、学生の社会に対する興味と関心を喚起する。
- 4-3 学生が自ら企画し、実践し、成果を上げるという学生参加型の実践的な授業を開講する。
- 4-4 平成17年度末までに、海外での学習体験を単位として認定するプログラムを設ける。
- 4-5 室内の授業のみでなく、野外、地域等の現場での学習体験を取り入れた教育プログラム（フィールド・スクール）を開講する。
- 5-1 全ての授業科目について成績評価基準を開示する。
- 5-2 GPA (Grade Point Average) 制度の導入を含めた、教育の成果を的確に評価する方法を検討する。
- 5-3 学生からの成績評価に関する情報開示請求に適切に応じるためのシステムを構築する。

（3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成17年度末までに、本学の教員選考基準を踏まえて、各学部・研究科の細基準を策定する。
- 1-2 平成17年度末までに、新しく必要とされる教育分野に機敏に人員を配置するために、柔軟な教育体制のあり方を検討する。
- 1-3 大学院担当教員の認定及び再審査制度を充実させる。
- 1-4 「大学教育開発センター」を中心に、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を含め、大学教育方法の企画、研究開発を進める。
- 2-1 「外国語教育センター」（平成16年度新設）において、外国語教育の計画・実施を行う。
- 3-1 附属図書館は、学術資料・学術情報の整備・充実を図り、学内の教育研究プログラムと図書館サービスの一層緊密な連携を実現し、学内利用者サービスの向上を図る。
- 3-2 附属図書館は、電子図書館的機能及び学術資料に関する情報流通の拠点としての役割を充実・強化する。
- 4-1 情報環境を充実させ、全ての学生が個人専用のパソコンを有する体制の整備を図る。
- 4-2 平成16年度から松江・出雲両キャンパス間で遠隔地講義が開始できる体制を整備する。
- 4-3 大学院生の増加に対応した実験・研究スペース・必要な設備・備品を整備する。
- 4-4 平成18年度末までに、語学自習システム等、学生の外国語能力、外国語学習意欲に応じて学べる体制を整備する。
- 5-1 「評価室」（仮称；平成16年度末までに新設）において、平成18年度末までに、教育活動に関する総合的な評価システムを作成する。
- 5-2 学生による授業評価の充実を図り、個々の授業の改善及びファカルティ・ディベロップメント（FD）に活用する。
- 6-1 大学院医学系研究科に、医療工学専攻博士課程（独立専攻）の設置を検討する。
- 6-2 地域的特性を活かした教育・研究を県内の関連研究機関とも連携して推進するための「地域創造研究推進機構」と、その中核となる理系・文系融合の大学院の設置を検討する。
- 6-3 鳥取大学大学院連合農学研究科の実績を踏まえ、生物資源科学分野の研究者・高度専門職業人養成のための指導体制を一層充実するために、鳥取大学及び山口大学との連合大学院を維持する。

（4）学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1-1 各学部・学科・コースにおいて、複数の履修推奨モデルを提示し、系統だった学習計画を立てるように履修指導を行う。
- 1-2 全教員のオフィスアワー設定を制度化し、教育面・生活面での支援体制を強化するとともに、導入ゼミの実施等により、指導教員制度を充実して履修指導の強化を図る。
- 1-3 平成18年度末までに、優秀な学生に対する表彰制度を導入する。
- 1-4 心身に障害のある学生の学習環境の整備と支援体制の充実を図るため、関連部署の連携システムをつくる。
- 2-1 課外活動及びボランティア活動を教育活動の一環として位置づけ、地域社会や海外との交流を促進する。
- 3-1 学生の意識・生活・将来展望の状況を組織的に把握し、学生生活の支援にフィードバックさせる体制を構築する。
- 3-2 平成18年度末までに常勤カウンセラーの配置、メンタルケア実施マニュアルの作成、指導教員制度の活用等を通して、不登校等問題を抱えている学生への支援を強化する。
- 3-3 セクシュアルハラスメント等、学生に対するあらゆるハラスメントに対応するシステムを一層充実する。
- 3-4 学生からの苦情・相談に対応する体制を充実する。
- 3-5 保護者との系統的な連携を強化し、保護者とともに学生を支援する体制を充実する。
- 3-6 学生の生活環境を適切に整備するため、福利厚生施設の改善充実を図り、建物内外のアメニティ空間をさらに整備する。
- 3-7 子供を持つ学生のために学内保育環境を整える。
- 3-8 優秀で意欲的な学生や経済的に困難な学生を支援していくため、大学独自の奨学金や授業料免除制度を創設するとともに、学生への経済支援に関連した情報の円滑な提供を図る。
- 3-9 学内環境整備、図書館業務、福利厚生施設の運営等学内業務に、学生アルバイトの活用を促進する。
- 3-10 学生が、学会発表や他大学等での研修を行う際の旅費等を補助する支援制度を整える。
- 4-1 「就職支援センター」（仮称；平成17年度末までに新設）において、就職指導、就職試験対策、就職分野の開拓等の支援活動に関し、全学的連携を強化し、就職率の更なる向上を図る。
- 4-2 既卒者に対する就職支援を強化するため、就業状況や求人情報を取りまとめた情報システムを整備する。
- 5-1 「国際交流センター」（仮称；平成18年度末までに新設）に「留学生部門」を設置し、教育及び学生支援を担当する副学長と協力し、留学生の就学指導・生活支援を強化する。
- 5-2 留学生のための外国語による情報サービスの向上を図る。
- 5-3 留学生に対する奨学金の確保と資金的援助を強化する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学部・大学院及び学内共同教育研究施設がカバーする多様な学問分野を活かし、本学の設置理念・目的、人的あるいは物的条件、地理的歴史的条件等を考慮した特色ある分野の研究体制、分野横断的な重点研究プロジェクト並びに産学官連携研究の推進強化を図る。
- 1-2 大学として重点的に取り組む領域について、次の分野の強化を図る。
 - ・ 地域社会の課題に対応し、産学官が連携して学術的・文化的・経済的価値を創出する研究を推進する。
 - ・ 統合後に新たな展開が期待される医学系と人文社会科学系、自然科学系、工学系の連携融合によって、過疎・高齢化等の諸問題の解決をめざした研究を推進する。
 - ・ 本学の研究業績の蓄積・立地条件等を活かして、国際的に通用する独創的な研究分野を強

化・育成する。

- 2-1 教員ごとに研究状況の内容・成果をまとめたホームページをさらに充実させ、積極的に学内外に公表する。
- 2-2 平成17年度から、隔年ごとに各研究組織の主要な研究成果並びに分野横断的な重点研究プロジェクトの研究成果を総説の形で冊子にまとめ、ホームページに掲載し学内外に公表する。
- 2-3 研究支援の連携調整機能及び知的財産の創出・管理機能を強化するために、平成16年度末までに、知的財産・特許取得・利益相反に関わる学内諸規則を整備し、周知を図る。
- 2-4 平成16年度末までに、既存の共同研究センターを改組し、リエゾン・知的財産等に関する専門能力を有する人材を整備して、「産学連携・支援センター」（仮称）を設置し、研究成果や発明等の知的財産の創出と社会への還元を効率的かつ積極的に推進する。
- 3-1 重点的研究プロジェクトや特色あるプロジェクトを育成し、国際的な研究拠点を形成するため、研究戦略会議において全学的戦略及び方針等を計画し、推進する。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成18年度末までに、学部・研究科等を越えた研究ユニットの編成方法や全学的な支援方法に関する検討を行い、順次可能なところから具体化する。
- 1-2 重点研究プロジェクトに特化した時限付きの研究組織を設置する。
- 1-3 優れた成果や特色ある成果が期待できる学問領域（重点研究プロジェクト）を設定し、重点的な研究費配分を行う。この重点研究プロジェクトは3年ごとに見直す。
- 2-1 平成18年度末までに、人材派遣会社等との提携により、研究支援に関わる人材を確保し、効果的に活用できる体制を確立する。
- 2-2 一定の期間特定の教員が研究に専念できる、研究専念・役職免除制度を策定する。
- 2-3 教職員・学生の海外派遣を推進するための大学独自の経済的支援体制の構築を図る。
- 2-4 平成18年度末までに、「総合科学研究支援センター」を中心として、研究機器及び研究設備の整備計画を策定し、これらを集中管理し共同利用できる体制を整える。
- 3-1 「評価室」において、大学評価・学位授与機構等が定める評価基準に対応した、多面的に研究業績を評価するシステムを確立する。
- 3-2 全学共有スペースをさらに整備し、競争的資金を獲得した教員や学部・研究科等を越えた研究ユニット等のための実験・研究スペースとしての活用を図る。
- 3-3 平成17年度末までに、特に顕著な功績のあった研究者に対して、功績賞等を授与する表彰制度を確立する。あわせて、受賞者の公開特別講演会を実施する。
- 4-1 島根大学と島根医科大学との統合により新生される医学と工学・基礎生物学をはじめ、他分野との複合・融合領域の教育研究体制の整備拡充を積極的に進める。
- 4-2 情報処理技術の進展に伴い、研究内容や成果を含めた多様な情報サービスの提供、教育研究体制の充実を図るため、情報関連組織を平成17年度末までに再編整備する。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 1-1 全学的な大学公開講座の実施体制を強化し、「生涯学習教育研究センター」がその中心的な役割を果たす。
- 1-2 平成17年度に、地域の生涯学習推進に資する大学のあり方を検討するため、大学と地域の関係機関・団体からなる「島根生涯学習推進協議会」（仮称）を設置する。
- 1-3 「大学教育開発センター」において、教養教育科目を中心に、一般市民及び高校生への授業公開を推進するための実施体制を整備する。
- 1-4 一般市民の大学に対するニーズに応えるため、大学相談窓口の開設を検討し、教職員と学

生の共同によって、教育相談、学習相談、法律相談等に対応する市民相談体制を整備するとともに、地域住民から大学に対する要望等を聞く体制を整える。

- 1-5 「産学連携・支援センター」において、リエゾン機能を強化し、研究成果の産業界への移転を推進し、地域産業界の活性化に資する。
- 1-6 「産学連携・支援センター」が中心となり、総合的相談の窓口機能の拡充により科学技術相談を年間150件に、また、リエゾン活動の強化により共同研究を年間100件まで増加させる。
- 1-7 平成19年度末までに、共同研究を前提としてポストドクトラルフェロー(PDF)を地域企業等に派遣し、研究成果が確実に地域産業の振興に反映できる制度を検討する。
- 1-8 ホームページやマスメディアを活用して、地域住民・企業・地方公共団体に向けての広報活動・情報発信の強化を図る。
- 1-9 「大学コンソーシアム山陰」活動を充実強化し、教員・学生の交流を積極的に進める。
- 1-10 新設を計画している「疾病予知研究センター」(仮称)において、「健やかな長寿社会の形成に関する研究」、特に高齢者の疾病・生活習慣病・小児の障害の予知・予防に関する研究を推進し、地域社会・国際社会との連携を強化する。
- 1-11 新設を計画している医学部附属の「生涯学習研究支援センター」(仮称)において、「医食同源」の視点からの地域住民・公的機関・企業等への医療相談・薬相談・技術相談等の実施、講演会・シンポジウム等の開催を通して、地域社会との連携を強化する。
- 2-1 「国際交流センター」において、国際貢献・国際交流に関する役割等を、学部や研究センター等の教育研究領域ごとに明確にするとともに、平成19年度末までに、本学の国際貢献に関して規範とすべき基準を策定する。
- 3-1 「国際交流センター」において、外国人留学生の受入体制及び奨学金制度等の支援体制を整備する。
- 3-2 平成17年度末までに、日本語教育、日本文化理解のための支援体制を充実させる。
- 3-3 「国際交流センター」において、帰国外国人留学生に対し、それぞれの研究条件に応じた教育・研究活動の支援、学術情報提供等のシステム(データベースの整備等)を構築し、活用する。
- 3-4 ホームページ外国語版の充実、英文概要の内容の検討等、国際的な研究交流を促進するために、海外に向けた本学の広報活動の充実に取り組む。
- 3-5 県や市町村の国際交流機関との連携を強化し、留学生を地域の伝統工芸等の体験学習へ参加させる等、地域住民との交流の場を通して国際理解を深めるプログラムづくりを促進する。
- 4-1 交流協定校との間の実績を評価し、協定内容をより実効的なものにするるとともに、交流協定校を30校に拡大する。
- 4-2 教職員を対象に、国際交流プロジェクト実施に関する各種の調査手法、企画提案書作成、外国語によるプレゼンテーション及び契約書作成等の研修を実施する。
- 4-3 「国際交流センター」は、教職員を対象に、国際交流プロジェクト実施に関する支援体制を整える。
- 5-1 平成18年度末までに、外国人研究者の招聘資金、任用形態、宿舍等、国際共同研究を推進するための外国人研究者の受入体制を整備する。
- 5-2 外国人客員研究員の招聘を推進するとともに、期限付きポストを設けて、多様な分野での教育研究及び交流を推進する。
- 6-1 海外先進教育研究実践支援プログラム等の制度をより積極的に活用するとともに、大学独自の資金による海外派遣体制を整備する。
- 6-2 平成18年度末までに、外国の教育機関からの派遣依頼、海外教育支援活動への参加、外国への技術指導者派遣等の依頼に対応できる体制を整備する。
- 6-3 国際協力事業団(JICA)を含む国際援助機関の国際開発協力プロジェクトに積極的に貢

献するため、データベース（組織、教員）を構築していく。

- 7-1 平成18年度末までに、学生の海外研修引率教員を支える体制を整備する。
- 7-2 講義等に国際情報を積極的に活用するようし、外国人留学生との交流の促進等、学生の国際的関心を高めるための方策を検討する。
- 7-3 留学を希望する学生を対象とした期間限定の語学学習等の支援体制を整える。
- 7-4 海外の大学との交流協定等を活用し、短期交換留学生増加を図るための支援体制を強化する。
- 7-5 私費による外国の大学等への留学を支援する体制を検討する。
- 8-1 附属図書館は、他機関との相互協力、地域社会への学術情報提供等により、生涯学習の支援、地域・市民への公開サービスを充実・強化する。
- 8-2 国際化に対応した附属図書館をめざし、国際的な学術情報の流通や、教育・研究の支援体制を充実・強化する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

- 1-1 「癌診療拠点病院」の認証申請を行い、癌の集学的治療体制を確立する。
- 1-2 肥満、動脈硬化、高脂血症、糖尿病、高血圧等のメタボリック・シンドローム対策を総合的に推進する。
- 1-3 専門性を考慮し医療従事者を流動的に配置する。
- 1-4 最近増加している糖尿病等の複合合併症を有する腎機能障害の治療に必要な専門的設備・技術を具備した「血液浄化治療部」（仮称）を設置する。
- 2-1 治験協力者に対する診療、検査等を集中的に担当する治験専門外来を設置する。
- 2-2 難治疾患の原因解明・診断・治療技術の開発等、継続的な高度先進医療を実現する。
- 2-3 自己細胞による再生医療と肝臓・腎臓等の移植医療を確立する。
- 3-1 医療人の生涯教育、研修等に必要「病院医学教育センター」（仮称）を設置する。
- 3-2 「卒後臨床研修センター」を拡充整備し、学外の関連教育病院との連携を強化する。
- 4-1 病院情報の公開を推進する。
- 4-2 安全管理を担当する医療人を配置し、安全管理部門の機能強化を図る。
- 4-3 地域医療連携センターの役割を強化し、患者サービスと地域医療人との提携に最大限に活用する。
- 5-1 外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制を確立する。
- 5-2 患者サービスの向上につながる各種業務の外部委託の導入を図る。
- 5-3 医療材料等の購入と使用の両面において効率的な管理体制を確立する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

- 1-1 少人数教育(教科、教科外活動における少人数学級編成、複数教員による指導、大学院生によるチームティーチング(TT)教育等)に関する実践的研究活動を推進する。
- 1-2 新教育課程、新カリキュラムに対応した、総合的学習等の実践的教育研究活動を推進する。
- 1-3 「幼-小-中」一貫教育に関する実践的教育研究活動を推進する。
- 1-4 「特別支援教育推進室」の機能を充実させ、多様な教育相談に対応できる環境を整備する。
- 1-5 平成18年度末までに、入学者選抜の在り方について検討し、結論を得る。
- 2-1 学生の「教育実習」担当教育機関として、年間を通して教育実習生の受入を行うとともに、「学部教育支援センター群」と協働して教育実習プログラム開発に関する実践的研究を推進する。
- 2-2 「特別支援教育体験」（1年次必修）の実施等、学生の教育体験、子ども体験活動に資する多様なプログラムを開発し、教育学部学生の資質形成に有効なフィールドを提供する。
- 2-3 大学院生の教育実践研究に積極的に対応し、学校経営、教科指導、教科外指導等あらゆる

教育領域にわたる研究活動を支援する。

- 3-1 積極的に「調査研究指定校(文部科学省)」等に取り組み、学校教育改革に資する実践的研究を推進するとともに、地域の公立学校等に対し研究成果の公表、指導・助言を行う。
- 3-2 教育学部、県教育委員会、県立教育センター等と連携し、現職教育プログラムの開発に協力するとともに、研修の場を提供する。
- 4-1 教育学部に学部教員及び附属学校教員によって組織する「附属学校部」を設置し、「附属学校部長」を置いて、「学部－附属」及び附属学校・園間の連携を一層強化する。
- 4-2 有能で多様な人材を確保するために、教員人事交流に関する協定を締結している島根県及び鳥取県の各教育委員会と教員の人事交流の円滑化を図る。
- 4-3 学部教員組織との人事交流を促進するため、派遣人事制度を創設する。
- 4-4 平成17年度末までに、ユニバーサルデザイン、環境保全等の社会的要請と安全対策に十分に配慮した附属学校の施設設備の長期構想を策定する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 学長は、法人の運営体制の点検を平成18年度末までに行い、必要な改善を行う。
- 1-2 統合後間もない状況をふまえつつ、医学部と他学部の関連組織の調整、再編をさらに進め、全学一体となって、合理的かつ機動的運営を可能にする環境を整備する。
- 1-3 企画戦略部門を担当する副学長のもとで、中期計画執行の総括的管理体制を確立し、情報収集・伝達体制を整備するとともに、計画遂行に向けて、教員・職員の資質の向上及び学内諸組織の活性化を図る。
- 1-4 業務の適切な執行を点検するために、監査室を設置し、自主的な内部監査機能を充実させる。
- 1-5 平成16年度末までに企画室を設置し、戦略的・全学的企画機能を充実させる。
- 1-6 執行体制の明確化と効率的・機能的運営能力の向上のために、従来の委員会方式から、全学的視野に立って計画・実施に責任を負うセンター方式に計画的に移行させ、理事の業務分掌による執行責任体制を確立する。
- 2-1 大学構成員のすべての力量を法人の運営に活かすために、必要に応じて、教員と事務職員等が一体となって委員会を構成する等、計画立案・執行に参画する場を広げる。
- 2-2 学内環境整備、図書館業務、福利厚生施設の運営等に、学生が参画できる制度を整備する。
- 3-1 法人の中長期的な経営戦略や中期目標・計画の遂行のために、学長のリーダーシップのもとで、評価をふまえた学内資源の有効活用を行う。
- 3-2 予算配分については、全体の基盤となる教育・研究を対象とした「基盤的配分」に加えて、評価システムに基づく「評価(競争的)配分」及び教育・研究・社会貢献等の計画的な育成のための「政策的配分」を行う。
- 3-3 全学的人件費枠を使って、教育・研究の活性化のために人的資源の流動化を進める。
- 4-1 平成17年度末までに、学部の意思決定の迅速化を図るための組織(代議制[教員会議](仮称)・企画委員会・副学部長の設置等)及び実施方法について検討を行い、可能なところから実行する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成16年度に設置された山陰地域に根ざす法律家を養成するための法科大学院を定着させ、平成19年度にその再点検を行い充実を図る。また、平成16年度に改組した法文学部及び大学院人文社会科学研究科をそれぞれ平成20年度及び平成18年度に再点検し、これらの一層の充実を図る。

- 1-2 教育学部は、山陰地域における唯一の教員養成専門学部として、「1000時間教育体験学修」等を柱とする斬新な教育課程を編成して、21世紀の教育改革を担う高度専門職業人としての義務教育教員の養成を行う。
- 1-3 医学部は、医療人養成教育システムの改革を図り、最先端医療・地域医療・難病医療等に貢献する国際的な研究拠点の構築を図るための教育・研究組織の改組を推進する。
- 1-4 総合理工学部及び生物資源科学部は、学科・講座の設置理念・目標を点検し、教育組織・研究組織のあり方を検討する。
- 1-5 各種センターについては、法人への移行期から「外国語教育センター」をスタートさせるのをはじめとして、「大学教育開発センター」、「国際交流センター」、「企画室」、「評価室」、「入試センター」、「就職支援センター」、「産学連携・支援センター」等を順次設置する。各センターの主な機能は以下のとおり。
 - ・ 「外国語教育センター」；学生の外国語運用能力向上のための教育プログラムの開発実施、外国語教育に関する学部間の調整、外国語教育を通じた地域貢献・国際貢献等
 - ・ 「大学教育開発センター」；ファカルティ・ディベロップメント（FD）の計画・実施、教育の成果・効果の検証及び全学の共通教育の企画・調整等
 - ・ 「国際交流センター」；国際学術交流に関する事業の企画・推進と留学生受入・支援・派遣体制の整備等
 - ・ 「企画室」；中期目標・計画、年次計画の全学調整、法人運営に関する重要事項の調査・研究・企画、大学改革の推進等
 - ・ 「評価室」；大学評価にかかる情報収集、評価システムの開発、分析評価、評価の活用に対するサポート等
 - ・ 「入試センター」；入学試験の企画、広報、実施、評価、改善等
 - ・ 「就職支援センター」；就職の開拓、就職相談、就職教育の企画・実施、就職情報の整理・活用等
 - ・ 「産学連携・支援センター」；産学連携活動支援、リエゾン機能強化、知的財産創出・管理・活用等
- 1-6 センター方式に移行するまでの間は、当該業務担当の副学長の責任を明確にした上で、関係する既存の委員会にて上記機能を担うこととし、学内合意と創意工夫により条件が整ったところから速やかにセンターへ移行する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 「評価室」は、教員の教育、研究、社会貢献、国際貢献、管理運営等における諸活動を考慮し、多面的に評価するための評価基準を策定する。
- 2-1 教育・研究活動の活性化を図るため、全学的に運用できる人件費枠を確保し、流動化を促進させる。
- 2-2 教員採用は公募によることを原則とする。公募は可能な限り外国へも行う基準を確立する。
- 2-3 特定の専門的職能が求められる分野においては、公募に限定することなく、最良の人材が得られる方策を講じる。
- 2-4 選考基準・選考結果の公開を進める。
- 2-5 教育研究を活性化させるために、大学全体として、任期付き任用制度の導入を検討する。
- 2-6 適正な能力評価をふまえて、教員総数に占める女性や外国人教員の比率を法人化以前よりも高める。
- 3-1 職員のコスト意識の涵養と企画・財務・労務管理・経営能力養成のため、定期的に財務会計業務、人事労務管理業務等に関する専門的な研修を実施する。
- 3-2 学内異動人事との調整を図りつつ、他大学等との交流人事を定期的に行う。
- 4-1 教職員の能力・業績評価を当該教職員の処遇に適切に反映させるシステムを検討する。

- 4-2 国際的に競争力のある多様な教員構成を実現するために、年俸制等の導入等、多様な給与体系を検討する。
- 4-3 事務職員等については、専門的な資格・能力の申告（申出）制による人材開発を実施し、適切な処遇・配置を行う。
- 5-1 平成16年度末までに倫理委員会を設置し、教職員のモラルの向上を図る。
- 5-2 平成16年度末までに、あらゆるハラスメントの防止を含め、教職員が守らなければならないガイドラインを定める。
- 5-3 平成16年度末までに、あらゆるハラスメントに対する苦情に関して、迅速かつ公正中立に対応するための学外者を含めた体制を構築する。
- 6-1 平成18年度末までに、子供を持つ教職員のために学内保育環境を整える。
- 6-2 常勤カウンセラーを配置し、機能を充実させることにより、教職員のメンタルヘルスケア体制を整備する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成18年度末までに、教職員、学生の諸手続、申請等の受理を行うための学内LANの活用状況を点検し、処理の迅速化と効率化の一層の充実を図る。
- 1-2 平成16年度末までに、全学の事務について、業務量と処理方法の調査・点検を実施し、業務処理の効率化、簡素化、一元化の観点に立った機能的な組織の構築と人員の再配置を行う。
- 1-3 全ての事務組織を役員が分担する業務に対応する専門職能集団として再編する。
- 1-4 物品調達の効率化を図るため、他大学法人との共同購入等を検討する。
- 1-5 可能なものから外部委託を拡大実施する。
(例：給与計算、儀式・行事、郵便物收受・発送、自動車運転、守衛業務、健康管理、研修、旅費計算業務、ボイラー業務、大学構内環境保持業務(ゴミ集積場の管理や運搬、草刈、芝、樹木等の管理)等)

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 1-1 科学研究費補助金、受託研究、共同研究、奨学寄付金等外部研究資金を法人化前より10%増加させる。
- 1-2 科学研究費補助金等への申請件数を法人化前より20%増加させる。
- 1-3 平成17年度末までに、大学として外部資金担当部門を充実し、外部資金獲得・拡大のための組織と実務的な支援体制を整備する。
- 1-4 平成17年度末までに、学内外の協力により、教育支援、研究支援、留学生支援のために、財源を確保する組織を整備する。
- 2-1 大学の人的・知的資源の活用及び社会貢献・地域連携事業を組織的に推進し、収入を伴う事業を拡充するための支援体制を強化する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 1-1 管理的経費は、毎年1%ずつ削減し、事務等の効率化・合理化により計画的な削減に努める。
- 2-1 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 1-1 平成17年度末までに、資産の適切かつ効率的な運用を図るための組織体制の整備を行い、資産運用管理計画を策定する。

1-2 適切な利用目的を有する学外者に対する学内施設・教室の有料貸与を行う。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1-1 平成16年度末までに新設を計画している「評価室」で、研究・教育・経営に関する情報を収集し、評価手法の開発・改善を図る。

2-1 「評価室」は点検・評価及びそのための情報分析を行い、その結果を全学に公開するとともに学長はこれを大学運営に反映させる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1-1 平成16年度に、学外者も参加する広報委員会を発足させ、既存のホームページ・広報誌等の点検見直しを行うとともに、マスコミ等への情報の提供も含め、平成17年度末までに新たに島根大学広報プランを策定する。

1-2 平成17年度から、学生等の参画を得て、広報部門を強化するためのプロジェクトを開始する。

1-3 大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を提供する。

1-4 役員会・教育研究評議会・経営協議会等の議事要旨をホームページ等で学内外に公開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1-1 平成17年度末までに、全学的な施設の整備・利用状況に関する点検・評価を実施し、それに基づいて施設整備の長期構想を見直す。

1-2 教室の全学管理による効率的運用を図る。

1-3 設備・機器の共同利用による有効活用を推進する。

1-4 平成21年度末までに校地の利用に関する点検・評価を実施し、校地利用計画を策定し計画的・重点的整備を行う。

1-5 学生の教育や福利厚生に関する環境整備については、キャンパス間及び部局間のバランスに配慮して整備を進める。

1-6 附属病院の施設・設備計画を策定し、計画的に推進する。

2-1 平成19年度末までにキャンパス環境を見直し、歩車道、駐車・駐輪場、緑化等の屋外環境の見直しとともに、省エネルギー、廃棄物対策等の環境マネジメント計画を策定する。

2-2 平成20年度末までに環境管理システムを確立する。

3-1 広く開かれた大学として身体障害者や高齢者等に配慮した施設を整備する。

4-1 学生寄宿舍、福利厚生施設、保育施設、駐車場等の整備方法や管理方法の見直しを実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1-1 労働安全衛生法を踏まえた安全衛生管理体制を整備し、毎年度点検を行うとともに、必要な事項については建物の改修、設備等の改善を含めた適切な対策を講ずる。また、要員の研修・教職員・学生の意識啓発活動を強化する。

2-1 P R T R法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」）等の法律に従い化学物質（R Iを含む）の消費、貯蔵、実験廃液及び廃棄物処理の安全管理に努め、これらを一元的に管理するシステムを構築する。

2-2 平成17年度末までに全学的な廃棄物処理規程を制定するとともに集積場所を整備する。

3-1 各種防災設備の設置状況、避難動線の確保について点検し、エネルギー供給等インフラ整

備の防災性能上の検証を行う。

3-2 防災、防犯管理、建物の入退室管理及びビル管理等を適切に実施し、キャンパスの安全性を確保するためのセキュリティマニュアルを制定して、教育・訓練を実施する。

3-3 附属学校の幼児・児童・生徒の安全な学校生活を保障するため十分な安全対策を講ずる。

4-1 高度のセキュリティ水準を確保するため情報セキュリティ研修を実施する。

4-2 情報セキュリティ対策マニュアルの評価・見直しを行い、適切な措置を講ずる。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

28億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

1 職員宿舎（鳥飼宿舎）の土地の一部（島根県松江市西川津町字鳥飼688番4，66.09㎡）を譲渡する。

2 職員宿舎（西川津宿舎）の土地の一部（島根県松江市西川津町字津嘉田694番1，64.90㎡）を譲渡する。

担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・医病団地基幹・環境整備	総額 941	施設整備費補助金 (379)
・循環器 X 画像診断治療システム		
・小規模改修		長期借入金 (562)
・災害復旧工事		

（注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- ・ 教員及び事務系職員の人事管理を学長の下に一本化し，中期目標・中期計画に沿って柔軟かつ弾力的に運用する。
- ・ 教員については，全学での運用枠を設け，中期目標・中期計画の実現のための人事配置方針に基づき，重点的，戦略的な配置・活用を行う。
- ・ 事務系職員については，事務・事業の見直しを進めるとともに，就職支援や産学共同事業など高い専門性を要する部門において，そのための専門研修の強化及び適任者の雇用を図る。
- ・ 女性教員及び外国人教員の比率の増大を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 88,579百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当なし

(長期借入金)

(単位：百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	478	484	516	525	534	541	3,078	4,638	7,716

(リース資産)

該当なし

4. 災害復旧に関する計画

平成17年12月に発生した落雷により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	64,885
施設整備費補助金	379
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	2,142
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	85,904
授業料及び入学金検定料収入	22,455
附属病院収入	62,590
財産処分収入	0
雑収入	859
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	4,503
長期借入金収入	562
計	158,375
支出	
業務費	145,176
教育研究経費	70,329
診療経費	56,985
一般管理費	17,862
施設整備費	941
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	4,503
長期借入金償還金	7,755
計	158,375

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額88,579百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては, 17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については, 国立大学法人島根大学役員退職手当規程及び国立大学法人島根大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが, 運営費交付金として措置される額については, 各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

〔運営費交付金の算定ルール〕

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I 〔学部教育等標準運営費交付金対象事業費〕

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるL（ y ）。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるD（ y ）。（D（ x ）は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるD（ y ）。（D（ x ）は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。）
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるF（ y ）。

〔学部教育等標準運営費交付金対象収入〕

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。（平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外）
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。（平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外）

II 〔特定運営費交付金対象事業費〕

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるD（ y ）。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるD（ y ）。
- ⑨「教育研究診療経費」：附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるE（ y ）。
- ⑩「附置研究所経費」：附属研究所の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるE（ y ）。
- ⑪「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるE（ y ）。
- ⑫「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑬「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔特定運営費交付金対象収入〕

- ⑭「その他収入」：検定料収入，入学料収入（入学定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。

III 〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑮「一般診療経費」：附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。
- ⑯「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑰「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑱「附属病院収入」：附属病院収入。J（ $y - 1$ ）は直前の事業年度におけるJ（ y ）。
-
-

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D(y): 学部・大学院教育研究経費(②, ⑦), 附属学校教育研究経費(③・⑧)を対象。

E(y): 教育研究診療経費(⑨), 附置研究所経費(⑩), 附属施設等経費(⑪)を対象。

F(y): 教育等施設基盤経費(④)を対象。

G(y): 特別教育研究経費(⑫)を対象。

H(y): 入学料収入(⑤), 授業料収入(⑥), その他収入(⑭)を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I(y): 一般診療経費(⑮), 債務償還経費(⑯), 附属病院特殊要因経費(⑰)を対象。

J(y): 附属病院収入(⑱)を対象。(J'(y)は、平成16年度附属病院収入予算額。K(y)は、「経営改善額」)

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y): 一般管理費(①)を対象。

M(y): 特殊要因経費(⑬)を対象。

【諸係数】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一

般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

- γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
- ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成17年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるときの係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、学生定員の変更や過去の収入実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費については、過去の実績等により試算した支出予定額を、施設整備費については、「施設・設備に関する計画」に記載した額をそれぞれ計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	153,135
業務費	140,443
教育研究経費	8,787
診療経費	36,207
受託研究費等	2,303
役員人件費	913
教員人件費	49,598
職員人件費	42,635
一般管理費	7,001
財務費用	1,335
雑損	0
減価償却費	4,356
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	155,757
運営費交付金	63,227
授業料収益	18,484
入学金収益	2,738
検定料収益	841
附属病院収益	62,590
受託研究等収益	2,303
寄付金収益	2,015
財務収益	0
雑益	859
資産見返運営費交付金戻入	606
資産見返寄付金戻入	106
資産見返物品受贈額戻入	1,988
臨時利益	0
純利益	2,622
総利益	2,622

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	159,221
業務活動による支出	147,443
投資活動による支出	3,177
財務活動による支出	7,755
次期中期目標期間への繰越金	846
資金収入	159,221
業務活動による収入	155,292
運営費交付金による収入	64,885
授業料及び入学金検定料による収入	22,455
附属病院収入	62,590
受託研究等収入	2,303
寄付金収入	2,200
その他の収入	859
投資活動による収入	2,521
施設費による収入	2,521
その他の収入	0
財務活動による収入	562
前期中期目標期間よりの繰越金	846

〔注1〕 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

〔注2〕 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄付金に係る国からの承継見込額846百万円が含まれている。

別表 (収容定員)

平成 16 年 度	法文学部	1,175 人
	教育学部	770 人
	（うち教員養成に係る分野	470 人）
	医学部	810 人
	（うち医師養成に係る分野	550 人）
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究所	28 人
	（うち修士課程	28 人）
	教育学研究所	70 人
	（うち修士課程	70 人）
	医学系研究所	159 人
	（うち修士課程	39 人）
	（博士課程	120 人）
総合理工学研究所	260 人	
（うち修士課程	224 人）	
（博士課程	36 人）	
生物資源科学研究所	152 人	
（うち修士課程	152 人）	
法務研究所	30 人	
（専門職学位課程	30 人）	
平成 17 年 度	法文学部	1,090 人
	教育学部	740 人
	（うち教員養成に係る分野	540 人）
	医学部	810 人
	（うち医師養成に係る分野	550 人）
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究所	24 人
	（うち修士課程	24 人）
	教育学研究所	70 人
	（うち修士課程	70 人）
	医学系研究所	174 人
	（うち修士課程	54 人）

	(博士課程)	120 人)
	総合理工学研究科	260 人
	(うち修士課程)	224 人)
	(博士課程)	36 人)
	生物資源科学研究科	152 人
	(うち修士課程)	152 人)
	法務研究科	60 人
	(専門職学位課程)	60 人)
平成 28 年度	法文学部	1,005 人
	教育学部	710 人
	(うち教員養成に係る分野)	610 人)
	医学部	810 人
	(うち医師養成に係る分野)	550 人)
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	1 教育学研究科	70 人
	(うち修士課程)	70 人)
	8 医学系研究科	174 人
	(うち修士課程)	54 人)
	(博士課程)	120 人)
総合理工学研究科	260 人	
(うち修士課程)	224 人	
(博士課程)	36 人)	
生物資源科学研究科	152 人	
(うち修士課程)	152 人)	
法務研究科	90 人	
(専門職学位課程)	90 人)	
	法文学部	920 人
	教育学部	680 人
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)
	医学部	810 人
	(うち医師養成に係る分野)	550 人)
	総合理工学部	1,640 人

平成19年度	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	教育学研究科	70 人
	(うち修士課程)	70 人)
	医学系研究科	174 人
	(うち修士課程)	54 人)
	(博士課程)	120 人)
	総合理工学研究科	260 人
	(うち修士課程)	224 人
	(博士課程)	36 人)
平成20年度	生物資源科学研究科	152 人
	(うち修士課程)	152 人)
	法務研究科	90 人
	(専門職学位課程)	90 人)
	法文学部	920 人
	教育学部	680 人
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)
	医学部	810 人
	(うち医師養成に係る分野)	550 人)
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
平成20年度	人文社会科学研究科	24 人
	(うち修士課程)	24 人)
	教育学研究科	75 人
	(うち修士課程)	75 人)
	医学系研究科	174 人
	(うち修士課程)	54 人)
	(博士課程)	120 人)
	総合理工学研究科	260 人
	(うち修士課程)	224 人)
	(博士課程)	36 人)
	生物資源科学研究科	136 人)
(うち修士課程)	136 人)	
法務研究科	90 人	

	(専門職学位課程	90 人)
平成 21 年 度	法文学部	920 人
	教育学部	680 人
	(うち教員養成に係る分野	680 人)
	医学部	820 人
	(うち医師養成に係る分野	560 人)
	総合理工学部	1,640 人
	生物資源科学部	840 人
	人文社会科学研究科	24 人
	(うち修士課程	24 人)
	教育学研究科	80 人
	(うち修士課程	80 人)
	医学系研究科	174 人
	(うち修士課程	54 人)
	(博士課程	120 人)
	総合理工学研究科	260 人
	(うち修士課程	224 人)
	(博士課程	36 人)
	生物資源科学研究科	120 人
	(うち修士課程	120 人)
	法務研究科	90 人
(専門職学位課程	90 人)	